

**障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について(厚生労働大臣宛て)**

適正な就労定着の状況に基づかずに定着等支援加算を算定していた32事業者に係る

国の負担額(1)(支出) 3 2 7 2 万円

就職した後も就労移行支援サービス費を算定していた7事業者に係る

国の負担額(2)(支出) 7 2 2 万円

(1)及び(2)の計(支出) 3 9 9 4 万円

1 障害者に係る就労移行支援事業の概要

(1) 自立支援給付制度の概要

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものであり、自立支援給付のうち障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これらを「訓練等給付費等」)がある。

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る訓練等給付費等を事業者に支払うことになっており、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(2) 就労移行支援の概要

訓練等給付費の支給の対象には、就労移行支援、就労継続支援等があり、このうち就労移行支援は、就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものである。

そして、就労移行支援については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(算定基準留意事項通知)により、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(事業所)において、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合に就労移行支援サービス費として、利用者が就職した日の前日まで算定可能である旨が明示されている。

また、事業者は、利用者が就職した場合には、利用者の職場への定着を促進するため、利用者が就職した日から6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならないこととなっているが、この間の支援については就労移行支援サービス費を算定できないことになっており、他方、企業等に雇用されてから当該企業に連続して6か月以上雇用されているなどの者(就労定着者)が所定の割合以上となっているなどの要件を満たした場合には、就労移行支援体制加算又は就労定着支援体制加算(これらを「定着等支援加算」として算定することができる)になっていた。

なお、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就労定着支援体制加算は廃止されたが、就労定着の実績に応じて評価されていた定着等支援加算の算定の仕組みが基本報酬に組み込まれた。

2 本院の検査結果

都道府県、政令指定都市又は中核市(都道府県等)<sup>(注1)</sup>のうち46都道府県等において、都道府県知事等の指定を受けた370事業者の411事業所に対する25年度から30年度までの訓練等給付費の支払について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注1) 46都道府県等 東京都、北海道、大阪府(同府が条例に基づき権限委譲している茨木、八尾、寝屋川各市を含む。)、茨城、群馬、新潟、山梨、愛知、兵庫、鳥取、岡山、徳島、香川、福岡、佐

賀、長崎、鹿児島各県、札幌、函館、旭川、前橋、高崎、八王子、新潟、名古屋、豊橋、岡崎、豊田、大阪、堺、豊中、高槻、枚方、東大阪、神戸、姫路、尼崎、西宮、岡山、倉敷、高松、北九州、福岡、長崎、佐世保、鹿児島各市

(1) 適正な就労定着の状況に基づかずに定着等支援加算を算定していた事態

前記46都道府県等のうち32都道府県等では、事業者に対して就労定着者等についての記載内容が適切であるかを確認できる根拠資料(根拠資料)の提出を求めておらず、また、根拠資料の提出を求めていた14都道府県等でも提出された根拠資料に基づいて届出書の記載内容を十分に確認していないものが見受けられた。

さらに、18都道府県等管内の32事業者の33事業所において、定着等支援加算の届出書に、前年度における就労定着者を記載すべきなのに前々年度の就労定着者を記載していたり、6か月を経過する前に離職していた者を記載していたりするなど、定着等支援加算の算出対象とはならない者を記載していて、適正な就労定着者に基づいて算出される定着等支援加算の単位数を上回る単位数を算定するなどしていた。このため、25年度から30年度までの間に89市町の支払った訓練等給付費計7,248件、計6544万円が過大になっていて、これに対する国の負担額3272万円は負担の必要がなかった。

(注2) 18都道府県等 北海道、大阪府、新潟、兵庫、鳥取、徳島各県、札幌、新潟、名古屋、大阪、堺、豊中、高槻、東大阪、神戸、尼崎、佐世保、鹿児島各市

(2) 就職した後も就労移行支援サービス費を算定していた事態

7都道府県等管内7事業者の7事業所(このうち、3事業者の3事業所が(1)の事態にも該当している。)において、市町村及び事業者が、算定基準留意事項通知の内容を把握していないことなどから、利用者が就職し引き続き就労している間も就労移行支援サービス費を算定していた。このため、25年度から30年度までに21市区町の支払った訓練等給付費計300件、計1444万円が過大になっていて、これに対する国の負担額722万円は負担の必要がなかった。

(注3) 7都道府県等 茨城、鳥取、徳島各県、旭川、八王子、豊中、東大阪各市

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省において、都道府県等を通じるなどして速やかに過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、就労移行支援サービス費が適正に算定されるよう次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 都道府県等に対して、基本報酬の届出の内容を確認するために届出の際に事業者に提出を求めべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底すること

イ 市町村に対して、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を都道府県を通じて明確に周知徹底すること

ウ 事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底すること